

仕 様 書

第1 委託件名

令和2年度 多摩・島しょ魅力発信事業業務委託

第2 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第4 事業目的

多摩地域及び島しょ地域は、豊かな自然があり、多くの観光資源が存在しているものの、旅行目的地としての認知度の向上や送客数の増加が課題となっている。

そこで、多摩地域及び島しょ地域の様々な魅力に関する情報をWEBサイト等により国内外に向けて発信し、これを広く認識してもらうことにより、多摩地域及び島しょ地域への誘客を図る。

対象地域は、国内は東京近郊在住者、海外はアジア圏・欧米豪地域とする。

第5 定義

本仕様書で使用する「多摩地域」とは、23区及び島しょ地域を除く市町村をいい、「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島（父島及び母島）をいう。

第6 委託内容

1 全体運営

受託者は本事業の履行に当たり、以下の（1）から（4）までを踏まえること。

（1）事業目的を踏まえ、以下のアからキまでを行うこと。

ア 事業全体の企画・広報等の KPI の設定

イ 「TAMASHIMA.tokyo」のWEBサイトの制作・編集・運用

ウ 「TAMASHIMA.tokyo」のSNSの運用

エ SNS キャンペーンの実施

オ 広報の効果測定の実施

カ その他

（2）財団と協議の上、詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

（3）事業の実施に当たり、実施体制の整備、実施業務の詳細について、財団に協議・提案報告を行いながら進めること。また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。

（4）WEB サイトや SNS の運用にあたり取材等を行う場合は、都や財団が他事業にも利用可能な写真素材等を1地域あたり10枚以上撮影・取得し、財団へ提供すること。

2 事業全体の企画・広報等の KPI の設定

- (1) 受託者は本事業の履行に当たり、事業目的及び下記を踏まえ、国内・海外それぞれの対象地域・ターゲットの特性に留意しながら全体戦略を企画・提案すること。

なお、各対象地域の主なターゲットは以下のとおりとするが、より適切なターゲットが考えられる場合はその理由と合わせて提案すること。

国内：東京近郊（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住の 20～40 代、

高感度層、アクティビティ関心層、ファミリー層、旅行関心層

海外（アジア地域）：訪日・訪都を検討している 20～40 代

海外（欧米豪地域）：アクティビティ関心層

- (2) 効果的な事業展開となるよう、事業全体の広報の KPI を設定すること。KPI には、WEB サイト「TAMASHIMA. tokyo」の記事 PV 数、各 SNS のフォロワー・ファン数を含むこととし、その他効果測定に有効と思われる指標があれば提案すること。
- (3) PR では、平成 30 年度に開発したキャンペーンコピー「TOKYO's new LUXURY」を継続して使用すること。また、ブランド普及促進ロゴ「TAMASHIMA」及び東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」を積極的に活用すること。さらに、国内向けに島しょ地域を PR する場合には、「しまぼ通貨」の PR をあわせて行うこと。

3 「TAMASHIMA. tokyo」の WEB サイトの制作・編集・運用

インターネットから旅行情報を収集する国内外の旅行者等に向けて多摩・島しょ地域の魅力を伝えるため、本事業の WEB サイト「TAMASHIMA. tokyo」（<https://tamashima.tokyo/>）の制作・編集及び維持管理を行うこと。

- (1) WEB サイトの制作・編集・運用を効果的に実施するため、専用の事務局・編集チームを設置すること。
- (2) 基本的なデザイン及び構成は、現状を引き継ぐものとするが、より機能的かつ魅力的な WEB サイトとするための工夫・提案・改編を行うこと。WEB サイト内全体を通して、分かりやすい画面表示とするだけでなく、印刷する場面も想定したレイアウトとすること。
- (3) WEB サイトの充実に必要なコンテンツ内容等を提案し、財団と協議の上、掲載内容を決定すること。必要に応じて現地取材を行うこと。

なお、下記の点に留意の上コンテンツ内容を検討すること。

ア 日本語版サイトに、多摩・島しょ地域の自然の魅力を有する観光スポットを紹介する記事を 5 本以上追加すること。記事の内容は、国内のそれぞれのターゲットに応じた内容とすること。

イ 制作したコンテンツは発信力・影響力のあるキュレーションサイトや動画サイト等に掲載するなど、PV 数の増加につながるよう工夫すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等により、多摩・島しょ地域への来訪制限等を行っている場合があるため、コンテンツ制作や発信の際には現地の状況等を確認し、適切に対応すること。

- (4) 各自治体や観光協会等の保有する情報を収集して有効活用し、ポータルサイトとしての機能を拡充すること。

- (5) 多言語ページの英語版、繁体字版、簡体字版・韓国語版については、財団と協議の上、掲載内容を決定すること。
- (6) WEB サイトは、受託者が用意するサーバーにて運営すること。
- (7) WEB サイトの更新に当たっては、別紙「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。

ア アクセシビリティの検証の実施

公開するホームページについて、「JISX8341-3:2016」試験実施ガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの達成等級（A・AA）に準拠しているかを検証し、結果を提出すること。検証対象ページは、以下のとおりとする。検証の結果、問題点が見つかった場合には、委託者に内容を報告後、委託者からの指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、検証結果は、所定の様式で提出すること。

<検証対象ページ>

「ホームページを代表するページ」（以下の6ページ）及び「ランダムに選択したページ」（34ページ）の計40ページを対象とする。

- ・トップページ
- ・サブページ（トップページと個別ページ間の階層にあるページ）
- ・サイトポリシー
- ・多言語（多言語のページがない場合は、任意のページを選択）
- ・問合せ
- ・提供している情報が掲載されている末端のページ

- (8) WEB サイト内で、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠していないものは、準拠させること。
- (9) EU における GDPR（一般データ保護規則）等に関する対応を行うこと（例：クッキー利用について、サイトポリシーへの記載やポップアップ表示対応等）。その他、財団と協議の上決定すること。
- (10) Google API Platform に関する対応を行うこと。
- (11) SEO 対策などアクセス件数の向上に関する対策を行うこと。
- (12) その他、財団の依頼に応じ、バナー制作等、必要な対応を行うこと。

4 「TAMASHIMA. tokyo」の SNS の運用

SNS を活用して情報収集を行う国内外の旅行者等に向けて多摩・島しょ地域の魅力を伝えるため、本事業専用の SNS（Facebook 日本語・英語及び Instagram 日本語・英語）を活用し、情報発信を行うこと。

- (1) SNS での情報発信・運用を効果的に実施するため、専用の事務局を設置すること。

また、各 SNS のユーザー層や特性に応じた運用方針を設定すること。

- (2) 各 SNS の利用者に訴求力の高い投稿内容等を提案し、財団と協議の上、決定すること。

また、必要に応じて現地取材等を行うこと。

なお、下記の点に留意の上投稿内容を検討すること。

ア 投稿回数は、週2回以上とする。

イ 多摩・島しょ地域の自然等の魅力を有する観光スポットを紹介する投稿とする。
ウ 必要に応じて、本事業の WEB サイトで制作したコンテンツ等の活用も可とする。
エ 各 SNS のユーザー及び本事業のターゲットに訴求する投稿となるよう、工夫すること。

オ ハッシュタグ等を効果的に活用し、情報の拡散を図ること。

(3) 投稿にあたっては、下記の点に留意すること

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の状況等、各対象地域や多摩・島しょ地域の実情に応じ、表現等を工夫すること。

イ 投稿内容及び写真について、関係地域との連絡調整及び情報収集を行い、情報の誤りが無いようチェックを徹底すること。

ウ 英語版の SNS は、英語と日本語のバイリンガル能力を有した者が表現等のチェックを行うこと。

エ SNS 上のトラブル発生時等の対応体制を整備し不測の事態には速やかに対応するなど、リスクマネジメントを見据えて運用すること。

(4) 本事業の WEB サイト「TAMASHIMA.tokyo」 (<https://tamashima.tokyo/>) と連携させた情報の拡散を実施すること。

5 SNS キャンペーンの実施

多摩・島しょ地域への関心を高めるため、本事業専用 SNS の日本語アカウントを活用し、参加型のキャンペーンを実施すること。

- (1) 実施時期は、2020 年秋頃の開始とする。他に効果的な実施時期がある場合は提案すること。
- (2) 特定のハッシュタグをつけてユーザーに写真を投稿させる等、多摩・島しょ地域への関心の向上や来訪意欲を喚起させるような企画とすること。
- (3) 必要に応じて、訴求力のあるメディア等と連携し、キャンペーンが広く認知されるようにすること。

6 広報の効果測定の実施

KPI の達成度等を測定するための効果測定を実施すること。効果測定の項目や内容は、財団と協議の上決定すること。

- (1) WEB サイトの PV 数やサイトへの導入経路、滞在時間、直帰率等を計測し、分析結果を毎月報告すること。
- (2) SNS のファン数・フォロワー数や投稿内容への反応等を集計し、分析結果を毎月報告すること。
- (3) 報告の際、改善が必要な場合は、改善案を提案し、財団と協議の上実施すること。
- (4) SNS キャンペーンの効果を集計し、分析結果を報告すること。

7 その他

- (1) 都及び財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供を、その都度行うこと。
- (2) 財団の依頼に応じ、バナー制作や相互リンク、投稿シェア等、必要な対応を行うこと。
- (3) 財団が実施する別事業の取組内容について WEB サイト、SNS 等で紹介すること。

なお、日本語原稿や写真は提供する。

- (4) 都及び財団の関係施策の広報活動（SNS など）との連携を行うこと。
- (5) 翌年度以降、受託者が変更になった場合には、遅滞なく WEB サイト・SNS が運営できるよう、あらかじめ引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言等の再度の発出など、新たな事態が生じた場合、事業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。

第7 実施報告結果

「多摩・島しょ魅力発信事業委託」実施結果について、報告書（製本した成果物5部及び電子データ2部）を財団に提出すること。

第8 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第9 委託事項・関係法令の遵守

- 1 本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 別紙「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

第10 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- 3 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 4 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 5 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

電話 03-5579-2682

FAX 03-5579-8785